

令和4年6月1日

お客様 各位

預金等の不正な払戻し被害が発生した場合の補償の改正について

平素は、川口信用金庫をご利用頂き誠にありがとうございます。

さて、今般当金庫では諸般の事情により、預金等の不正な払戻し被害が発生した場合の補償の改正を下記の通り一部改正させて頂くことになりました。

つきましては、令和4年6月1日より、適用させて頂きますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

今後とも引き続き「川口信用金庫」をご愛顧賜りますよう、お願い申し上げます。

記

1. 改正日：令和4年6月1日（水）
2. 対象となるお客様：個人のお客様
3. 補償内容の改正部分

【偽造・盗難カード被害の故意・（重）過失の判定】

「重過失になりうるケース」

- (a) 本人が他人に暗証番号を知らせた場合（病気の方が介護ヘルパー等に対して暗証番号を知らせたうえでカード等を渡した場合など、やむを得ない事情がある場合はこの限りでない）
- (b) 本人が暗証番号をカード等書き記した場合
- (c) 本人が自らカード等を他人に渡した場合
- (d) その他（a）から（c）までの場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合

【一部改正部分】

◆「カード詐取」に対する「重大な過失」の判断の見直しについて

「カード詐取」については、今まで偽造・盗難キャッシュカードの重過失判定の対象外として、すべて補償対象としてお手続きをさせて頂きましたが、今後については下記の場合において「重大な過失」となりうる場合として、ご対応させていただきます。

- ①「カード手交型詐取」→上記重過失になりうるケース (c) に該当
- ・口座が犯罪に使用されている等の理由で、カードの交換手続きが必要であるなどの名目で、キャッシュカードを騙し取る（脅し取る）手口。
- ②「カード封筒すり替え型詐取」→上記重過失になりうるケース (d) に該当
- ・キャッシュカードが不正に利用されているなどの名目により、キャッシュカードを準備させた上で、隙を見る等してキャッシュカードを窃取する手口。

※ 上記の手口は、広く一般的にも知られていることから、当金庫ではいずれも「重大な過失」となりうるケースとして判断させていただきます。

以 上